都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(令和4年2月10日)抜粋

- 社会的養育推進計画について、<u>資源の計画的な整備方針のための計画とし</u>、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、<u>里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関(フォスタリング機関)、自立支援の役割を担う機関、アド</u>ボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。
- また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に応えられていることが重要であり、<mark>整備された資源によ</mark> <u>る効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく</u>とともに、「見える化」を図るこ とにより国は確認していくことが必要である。
- このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

社会的養育推進計画の見直しの方向性

<現行計画の課題>

- 里親等委託の推進に向けた数値目標(75%等)は 一部あるものの、**里親や施設の数、各種機関等の整備 目標は不明確。**
- 取組を評価するための**指標の設定が十分でない。**



<新計画>

- 里親等委託率だけでなく、**里親や施設の数、児童家** 庭支援センターや里親支援機関(フォスタリング機 関)、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権 利擁護の体制などについても整備目標を設定。
- 取組を評価し、PDCAサイクルを運用するための適切な指標を設定。

●都道府県社会的養育推進計画の改定スケジュールイメージ

